

北千葉広域水道企業団総合評価方式ガイドライン

平成22年2月 制定
最終改正令和3年4月

1 総合評価方式の概要・意義

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月施行・平成26年6月改正・令和元年6月改正）では、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされている。

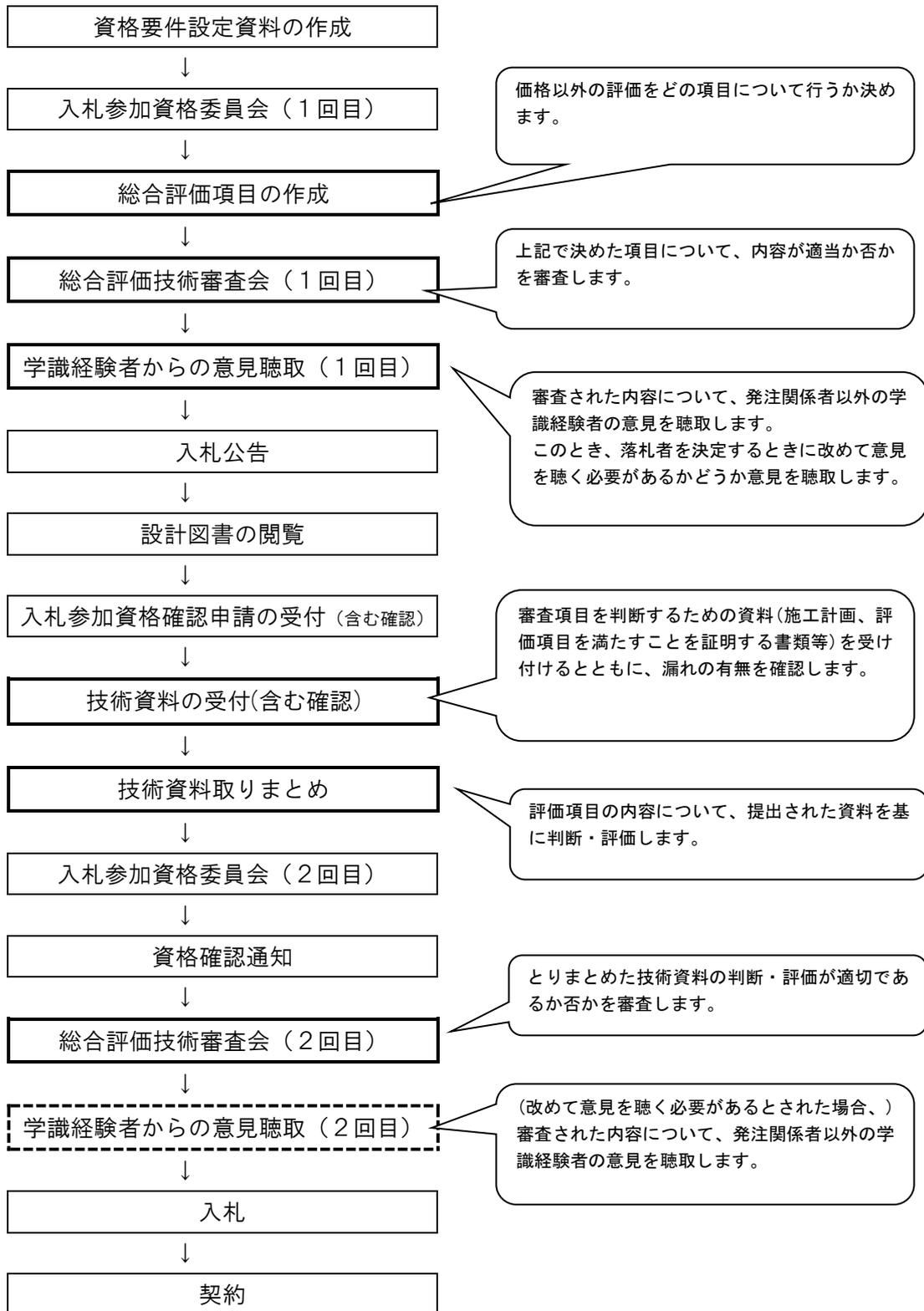
これを受け、北千葉広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、平成22年2月、「北千葉広域水道企業団総合評価方式ガイドライン」を制定し、価格及び品質で総合的に優れた内容の契約を実現する手法として、総合評価方式の実施拡大を図ったところである。

本ガイドラインは、今後とも受発注者からの意見等を考慮するとともに、各法令の改正等に合わせて改正することとしており、実施方針、評価方法等の改善・向上、さらには、事務処理の軽減を図るものとしている。

北千葉広域水道企業団建設工事総合評価方式の実施方針

- (1) 国庫補助対象工事のすべての工事及び予定価格5億円以上（税込）の工事について、適用することを原則とする。
- (2) 評価値の算定方式は、除算方式とする。
除算方式の評価値：価格あたりの工事品質を表す指標

2 標準的な実施手順



太枠は総合評価方式に係る業務

3 実施手順ごとの解説

- (1) 資格要件設定資料の作成及び入札参加資格委員会（1回目）
 - ・入札参加資格要件を設定し、入札参加資格委員会で決定する。
- (2) 総合評価方式の型式選択及び評価項目の設定
 - ア 型式選択
 - ・総合評価方式は「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の4つの型式いずれかで実施する。（型式の詳細は、「4 総合評価方式の型式の設定」参照）
 - イ 適用除外
 - ・緊急工事など（生命財産に関わる緊急的な工事）は総合評価方式の適用外とする。
 - ウ 加算点の設定（「9 評価方法（2）加算点の算出」参照）
 - ・特別簡易型の加算点は20点とする。
 - ・簡易型の加算点は30点とする。
 - ・標準型の加算点は50点とする。
 - ・高度技術提案型の加算点は、技術審査会において決定する。
 - エ 評価項目の設定
 - （「5 評価項目・配点等」、「6 型式別評価項目」参照）
 - ・評価項目は、入札参加資格要件、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮し、工事に最も適した評価項目を設定する。
 - オ 評価方法、評価基準の設定
 - ・施工計画などの各評価項目について評価方法、評価基準を設定し、落札者決定基準（案）とする。
- (3) 総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（1回目）
 - ・落札者決定基準（案）について、総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）で審査し、学識経験者から意見を聴取する。
 - ・学識経験者からは、2回目の意見聴取（落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき）が必要かどうかについての意見も聴取する。
 - ・学識経験者の意見聴取の方法は、会議形式を原則とするが、やむを得ない場合は個別に意見聴取を行なうこととしても良いものとする。
- (4) 入札公告
 - ・落札者決定基準（価格以外の評価項目、評価基準）を入札公告文に明示し、公告する。
- (5) 設計図書の閲覧
 - ・入札公告に記載のとおりとする。
- (6) 入札参加資格確認申請
 - ・入札公告に記載のとおりとする。
- (7) 技術資料の受付

- ・入札公告文で求めた技術資料は、入札公告に定められた方法により提出し、財務経理室で受付する。
- (8) 技術資料の取りまとめ
- ・提出された技術資料は、主務室で取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価（案）を作成する。
- (9) 入札参加資格委員会（2回目）
- ・入札参加資格確認申請書を審査し、資格確認をする。
（委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。）
- (10) 資格確認通知
- ・入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。
- (11) 総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（2回目）
- ・主務室において評価した技術評価（案）について、技術審査会で審査し、学識経験者から意見を聴取する。なお、学識経験者の意見聴取については、1回目の意見を聴取した際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に限り実施する。
- (12) 入札
- ・入札を実施する。
- (13) 開札
- (「9 評価方法（3）・（4）」参照)
- ・技術評価点（標準点+加算点）を入札価格で除して、評価値を算出する。
 - ・落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
- イ 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。
- ウ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。
- *評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4 総合評価方式の型式の設定

(1) 総合評価方式の型式

総合評価方式は「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の4つの型式いずれかで実施する。

| | | | | | | |
|--------------------------|------|-----------------|-------|--------------|-----|-------------|
| 高 ↑ 予定価格 ↓ 低 | 10億円 | (緊急工事など) 適用外 | 簡易型 | | 標準型 | 高度技術 提案型 |
| | 5億円 | | 特別簡易型 | 簡易型 | | |
| | | 小 ← | | 技術的工夫の余地 → 大 | | |

ア 特別簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、施工箇所の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた簡易な施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

イ 簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

ウ 標準型

企業の高度な技術力のうち、技術提案及び工事全般の施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

エ 高度技術提案型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、より優れた構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めめるために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合的な評価を行う。

(2) 総合評価方式の型式の適用

ア 特別簡易型

予定価格5億円以上10億円未満の工事に適用する。ただし、必要に応じて主務室と財務経理室で調整し、技術審査会に諮り、「簡易型」を選択することができる。

イ 簡易型

予定価格10億円以上の工事に適用する。

また、予定価格5億円以上10億円未満の工事で、主務室と財務経理室で調整し、技術審査会に諮り、簡易型を適用した工事も対象とする。

ただし、主務室と財務経理室で調整し、技術審査会に諮り、「標準型」、「高度技術提案型」の適用となった工事を除く。

ウ 標準型

標準型の選択は、主務室と財務経理室で調整し、技術審査会に諮り決定する。

エ 高度技術提案型

高度技術提案型の選択は、主務室と財務経理室で調整し、技術審査会に諮り決定する。

5 評価項目・配点等

(1) 評価項目の設定

総合評価方式における技術力に係る評価は、当該工事の規模ならびに技術的な内容に応じて、①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性のそれぞれに係る評価項目を設定する。

特別簡易型、簡易型のそれぞれの型式について、入札参加資格要件、工事の内容及び規模を勘案し適宜設定する。

評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目（評価基準含む）を追加設定できるほか、評価項目であっても、入札参加者間で評価に差異が生じない項目（一般競争入札で入札参加資格要件が評価項目の内容と同一の場合など）や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などを、適宜削除できるものとする。

| 区分 | 項目 | 細目 | 特別簡易型 | 簡易型 | 適用 |
|-----------------------------|------------------|--|-------|-----|------|
| 企業の技術力 | 施工計画 | | ○ | ○ | (注1) |
| | 企業の施工能力 | 過去10年間の同種工事の施工実績 | ○ | ○ | |
| | | 企業団所掌工事における「工種：○○」での工事成績の平均点 | ○ | ○ | |
| | | 当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術等の活用 | ○ | ○ | |
| | | ISO 認証取得 | ○ | ○ | |
| | | 企業団所掌工事における過去の不誠実な行為 | ○ | ○ | |
| | 技術者の配置予定能力 | 主任（監理）技術者資格 | ○ | ○ | |
| | | 過去10年間の同種工事の施工経験 | ○ | ○ | |
| | | 主任（監理）技術者として施工した企業団所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：○○」での工事成績 | ○ | ○ | |
| | | 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置 | ○ | ○ | |
| 継続教育（CPD）の取組状況 | | ○ | ○ | | |
| 企業の信頼性・社会性 | 精 地域 通 域 度 | 過去10年間の千葉県内での施工実績 | ○ | ○ | |
| | 地域貢献度 | 過去10年間の緊急工事の施工実績 | ○ | ○ | |
| | | 県内企業の活用 | ○ | ○ | (注2) |
| | | 営業拠点（本店）の千葉県内における所在地の有無 | ○ | ○ | (注3) |
| | | 県産品の活用 | ○ | ○ | |
| | | 地域特有貢献の有無 | ○ | ○ | (注3) |
| 企業団所掌工事「工種：○○」における手持ち工事量の状況 | | | ○ | ○ | (注3) |
| 企業団所掌工事における総合評価方式での履行義務違反 | | | ○ | ○ | |

・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目とし、配点は1点とする。

(注1) 特別簡易型は簡易な施工計画、簡易型は施工上の工夫等を踏まえた施工計画を求める。

(注2) 入札参加資格要件が千葉県内に本店又は営業所がある者の場合は設定しない。

(注3) 入札参加資格要件が千葉県内に本店又は営業所がある者の場合に設定する。

(2) 配点等

ガイドラインに示されている配点以外（評価基準を含む）を設定するときは、技術審査会の審査と学識経験者からの意見聴取を実施する。

| 区分 | 項目 | 細目 | 配点 | 細目別配点 | |
|-----------------------------|------------|--|-------------------------|-------|-----|
| 企業の技術力 | 施工計画 | | 特別簡易型 3 | 3 | |
| | | | 簡易型 1 2 or 2 4 | 1 2 | |
| | 企業の施工能力 | 過去10年間の同種工事の施工実績 | | 10 | 2 |
| | | 企業団所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点 | | | 6～4 |
| | | 当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術等の活用 | | | 1 |
| | | ISO 認証取得 | | | 1 |
| | | 企業団所掌工事における過去の不誠実な行為 | | | 0～4 |
| | 技術者の配置予定能力 | 主任（監理）技術者資格 | | 8 | 2 |
| | | 過去10年間の同種工事の施工経験 | | | 2 |
| | | 主任（監理）技術者として施工した企業団所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績 | | | 2 |
| | | 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置 | | | 1 |
| | | 継続教育（CPD）の取組状況 | | | 1 |
| | 企業の信頼性・社会性 | 精進度 地域 | 過去10年間の千葉県内での施工実績 | 2 | 2 |
| 過去10年間の緊急工事の施工実績 | | | 8※ | 3 | |
| 県内企業の活用 | | 2 | | | |
| 営業拠点（本店）の千葉県内における所在地の有無 | | 2 | | | |
| 県産品の活用 | | 2 | | | |
| 地域特有貢献の有無 | | 1 | | | |
| 企業団所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況 | | | 1 | 1 | |
| 企業団所掌工事における総合評価方式での履行義務違反 | | | 0 | 0～2 | |

※入札参加資格要件により細目の設定が変更となる最大の配点を示すため。

6 型式別評価項目

(1) 特別簡易型における評価項目

| 区分 | 項目 | 細目 | 配点 | 細目別配点 | 対象区分 | |
|-----------------------------|------------------------------|----------------------------------|--|---|--|---|
| 企業の技術力 | 施工計画 | 現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた配慮すべき事項 | 3 | 3 | （総合的な観点から評価） 現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる（3点）、現地条件を踏まえ適切である（0）、不適切である（入札は無効） | |
| | | 企業の施工能力 | 過去10年間の同種工事の施工実績 | 10 | 2 | 国・県・企業団等の実績（2点）、市町村等の実績（1点）、その他の実績又は実績なし（0） |
| | 企業団所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点 | | 6 ～ -4 | | 80点以上（6点）、80点未満77.5点以上（5点）、77.5点未満75点以上（4点）、75点未満72.5点以上（3点）、72.5点未満70点以上（2点）、70点未満65点以上（0）、65点未満（-4点）、成績なし（0） | |
| | 当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術等の活用 | | 1 | | 技術開発の実績あり、又は新技術等を当該工事に活用（1点）、なし（0） | |
| | ISO認証取得 | | 1 | | あり（1点）、なし（0） | |
| | 企業団所掌工事における過去の不誠実な行為 | | 0～-4 | | 過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり（-4）、過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり（-2）、なし（0） | |
| | 配置予定技術者の能力 | 主任（監理）技術者の能力 | 主任（監理）技術者資格 | 8 | 2 | 1級土木施工管理技士又は技術士（2点）、前記以外の土木施工に係る資格（0） |
| | | | 過去10年間の同種工事の施工経験 | | 2 | 国・県・企業団等の実績（2点）、市町村等の実績（1点）、その他の実績又は実績なし（0） |
| | | | 主任（監理）技術者として施工した企業団所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績 | | 2 | 80点以上の実績あり（2点）、なし（0） |
| | | | 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置 | | 1 | 配置あり（1点）、なし（0） |
| | | | 継続教育（CPD）の取組状況 | | 1 | あり（1点）、なし（0） |
| | 企業の信頼性・社会性 | 地域精 | 過去10年間の千葉県内での施工実績 | 2 | 2 | 国・県・企業団等の実績（2点）、市町村等の実績（1点）、その他の実績又は実績なし（0） |
| | | | 地域貢献度 | | 過去10年間の緊急工事の施工実績 | 7～8 |
| | | 県内企業の活用 | | 2 | 入札参加希望者が県内企業（2点）、入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定（2点）、入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定（1点）、その他（0） | |
| | | 営業拠点（本店）の千葉県内における所在地の有無 | | 2 | 千葉県内に本店あり（2点）、なし（0） | |
| 県産品の活用 | | 2 | | 指定品目の活用あり（2点）、なし（0） | | |
| 地域特有貢献の有無 | | 1 | | ・千葉県内での地域美化活動のボランティア実績 ・千葉県内在住の障害者雇用実績 ・千葉県内在住の高年齢者雇用実績 ・千葉県内在住の女性雇用実績 の4項目のうち、いずれか1項目に該当（1点）、該当なし（0） | | |
| 企業団所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況 | | 0～1 | 1 | 1、0未満（1点）、1、0以上（0） | | |
| 企業団所掌工事における総合評価方式での履行義務違反 | | 0 | 0～-2 | 工事成績評定点の減点措置あり（-2点）、なし（0） | | |
| 入札参加資格別の最大値 | | | 30～32 | | | |

(2) 簡易型における評価項目

| 区分 | 項目 | 細目 | 配点 | 細目別配点 | 対象区分 |
|---------------------------|-----------------------------|--|--|--------------------|--|
| 企業の技術力 | 施工計画 | ①工程管理に係る技術的所見 | 12 or 24 | 12 | 適切で優れる(10点)、適切で良好(5点)、適切で可(0)、不適切である(入札は無効) 【総合的評価】 総合的に優れる(2点)、総合して可(0) |
| | | ②材料の品質管理に係る技術的所見 | | 12 | |
| | | ③施工上の課題に対する技術的所見 | | 12 | |
| | | ④施工上配慮すべき事項 | | 12 | |
| | | ⑤安全管理に留意すべき事項 | | 12 | |
| | 企業の施工能力 | 過去10年間の同種工事の施工実績 | 10 | 2 | 国・県・企業団等の実績(2点)、市町村等の実績(1点)、その他の実績又は実績なし(0) |
| | | 企業団所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点 | | 6 ～ -4 | 80点以上(6点)、80点未満77.5点以上(5点)、77.5点未満75点以上(4点)、75点未満72.5点以上(3点)、72.5点未満70点以上(2点)、70点未満65点以上(0)、65点未満(-4点)、成績なし(0) |
| | | 当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術等の活用 | | 1 | 技術開発の実績あり、又は新技術等を当該工事に活用(1点)、なし(0) |
| | | ISO認証取得 | | 1 | あり(1点)、なし(0) |
| | | 企業団所掌工事における過去の不誠実な行為 | | 0～-4 | 過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり(-4)、過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり(-2)、なし(0) |
| | 配置予定技術者の能力 | 主任(監理)技術者資格 | 8 | 2 | 1級土木施工管理技士又は技術士(2点)、前記以外の土木施工に係る資格(0) |
| | | 過去10年間の同種工事の施工経験 | | 2 | 国・県・企業団等の実績(2点)、市町村等の実績(1点)、その他の実績又は実績なし(0) |
| | | 主任(監理)技術者として施工した企業団所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績 | | 2 | 80点以上の実績あり(2点)、なし(0) |
| | | 若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置 | | 1 | 配置あり(1点)、なし(0) |
| | | 継続教育(CPD)の取組状況 | | 1 | あり(1点)、なし(0) |
| 企業の信頼性・社会性 | 地域適度 | 過去10年間の千葉県内での施工実績 | 2 | 2 | 国・県・企業団等の実績(2点)、市町村等の実績(1点)、その他の実績又は実績なし(0) |
| | 地域貢献度 | 過去10年間の緊急工事の施工実績 | 7～8 | 3 | 緊急工事の施工実績あり(3点)、なし(0) |
| | | 県内企業の活用 | | 2 | 入札参加希望者が県内企業(2点)、入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定(2点)、入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定(1点)、その他(0) |
| | | 営業拠点(本店)の千葉県内における所在地の有無 | | 2 | 千葉県内に本店あり(2点)、なし(0) |
| | | 県産品の活用 | | 2 | 指定品目の活用あり(2点)、なし(0) |
| | | 地域特有貢献の有無 | | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 千葉県内での地域美化活動のボランティア実績 千葉県内在住の障害者雇用実績 千葉県内在住の高年齢者雇用実績 千葉県内在住の女性雇用実績 の4項目のうち、いずれか1項目に該当(1点)、該当なし(0) |
| | 企業団所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況 | 0～1 | 1 | 1.0未満(1点)、1.0以上(0) | |
| 企業団所掌工事における総合評価方式での履行義務違反 | 0 | 0～-2 | 工事成績評定点の減点措置あり(-2点)、なし(0) | | |
| 入札参加資格別の最大値 | | | 39～41(施工計画の細目が1項目の場合) or 51～53(施工計画の細目が2項目の場合) | | |

(3) 標準型における評価項目

| 区分 | 項目 | 細目 | 配点 | 細目別配点 | 選択区分 (注1) | 対象区分 |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------------|--|-------|---|--|
| 企業の 高度な 技術力 | 技術 提案 | 総合的なコスト（ライフサイクルコスト等） | 12 or 24 | 12 | ○ | 適切で優れる（10点） 適切で良好（5点）、適切で可（0）、 不適切である（入札は無効） |
| | | 性能・強度等（性能・機能の向上等） | | 12 | | |
| | | 社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源、リサイクル等） | | 12 | | |
| | | 個別テーマの施工計画（注2） | | 12 | | |
| | 【総合的評価】 総合的に優れる（2点）、総合して可（0） | | | | | |
| 施工 全般の 施工 計画 | 施工上配慮すべき事項等の提案 | 12 | 12 | ◎ | 適切で優れる（10点） 適切で良好（5点）、適切で可（0） 不適切である（入札は無効） | |
| 合計 | | | 24（技術提案の細目が1項目の場合） 36（技術提案の細目が2項目の場合） | | | |

(注1) 選択区分 ◎：すべての工事で選択（○：工事内容等により選択）

(注2) 個別テーマの施工計画から2課題選択も可とする。

(4) 総合評価方式の型式別評価項目及び評価基準の詳細

ア 特別簡易型・簡易型

(ア) 施工計画

【特別簡易型】

| 評価項目 | 評価基準 |
|--|---|
| 現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ配慮すべき事項 ※) 不適切である場合、入札は無効とする。 | 総合的な観点から評価 ・ 現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる。 ・ 現地条件を踏まえ適切である。 ・ 不適切である。 |

【簡易型】

| 評価項目 | 評価基準 |
|---|--|
| ① 工程管理に係わる技術的所見 ② 材料の品質管理に係わる技術的所見 ③ 施工上の課題に対する技術的所見 ④ 施工上配慮すべき事項 ⑤ 安全管理に留意すべき事項 ※) 工事内容により1項目、2項目を指定する。12点/1項目。これによらない時は、技術審査会で審査する。 ※) 不適切である場合、入札は無効とする。 | ・ 課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・ 課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である ・ 課題に対して現地条件を踏まえており適切である ・ 不適切である 総合的な観点評価 ・ 優れる ・ 可 |

(イ) 企業の施工能力

| 評価項目 | 評価基準 |
|--|--|
| 1 過去10年間の同種工事の施工実績 (1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。 (2) 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 (3) 「国、県、企業団、市町村等」とは、「国等、県等、企業団、市町村等」であり、「国、県、企業団等」とは、「国等、県等、企業団」である。 (4) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準ずる機関）とする。 (5) 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とする。 (6) 市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下a～cのいずれかの団体。 a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。 b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。 c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」であったもの））。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 国、県、企業団等の実績 市町村等の実績 その他実績又は実績なし |
| | |
| | |
| | |

| | |
|--|----------------------------|
| <p>2 企業団所掌工事における「工種：〇〇」における工事成績の平均点（少数点以下第2位以下切捨て）</p> <p>(1) 過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均点（少数点以下第2位以下切捨て）により評価する。</p> <p>(2) 評価対象 入札公告の日の属する年度を除く、 ア 直近の過去2か年度間に完成した総合評価方式で落札した同工種の工事成績を評価の対象とする。 イ ただし、上記アに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。 ウ ただし、上記イに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。</p> | 【特別簡易型】 【簡易型】 |
| | 80点以上 |
| | 80点未満77.5点以上 |
| | 77.5点未満75点以上 |
| | 75点未満72.5点以上 |
| | 72.5点未満70点以上 |
| | 70点未満65点以上 |
| | 65点未満 成績なし |
| <p>3 当該工事の関連分野での技術開発の実績・新技術等の活用</p> <p>(1) 当該工事関連分野で新技術等がある場合に設定する。</p> <p>(2) 技術開発又は新技術の活用のどちらかについて、1つ記載する。</p> <p>(3) 技術開発の実績は特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録を対象とする。</p> <p>(4) 技術開発の実績は、入札公告日の前日から10年間に登録された技術の評価する。</p> <p>(5) 新技術等の活用のうち、特許技術及び実用新案技術の活用は、入札公告日の前日から10年間に登録された技術の評価する。NETIS登録技術の活用は、入札公告日の前日時点でNETISに掲載されている技術の評価する。</p> <p>(6) 当該評価項目で加点された新技術の活用について、施工計画での評価はしない。</p> | 【特別簡易型】 【簡易型】 |
| | 技術開発の実績、または新技術等の当該工事への活用あり |
| | なし |
| <p>4 ISO認証取得</p> <p>(1) ISO9001又はISO14001を対象とする。</p> <p>(2) 登録証の写しを提出する。</p> <p>(3) 入札公告の前日までの認証取得を対象とする。</p> | 【特別簡易型】 【簡易型】 |
| | あり |
| | なし |
| <p>5 企業団所掌工事における過去の不誠実な行為</p> <p>(1) 指名停止の期間は、入札公告の日から遡って2年間とし、指名停止期間を対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って1年間とし、文書注意日を対象とする。（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上の工事での措置を評価する。）</p> <p>(2) 企業団所掌工事における営業停止については、指名停止に準じ評価する。</p> | 【特別簡易型】 【簡易型】 〈不誠実な行為〉 |
| | 過去2年間に指名停止あり |
| | 過去1年間に文書注意あり |
| | なし |

(ウ) 配置予定技術者の能力

| 評価項目 | 評価基準 | | | | | | | | |
|---|--|-------------------------|------|----|----------|----|----------|----|--|
| <p>1 主任（監理）技術者資格</p> <p>(1) 入札参加資格要件で一級国家資格保有者の配置を求めた場合は設定しない。</p> <p>(2) 適用工種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。</p> | <p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <p>一級土木施工管理技士 又は技術士</p> <p>上記以外の土木施工に係る資格</p> | | | | | | | | |
| <p>2 過去10年間の同種工事の施工経験</p> <p>(1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。</p> <p>(2) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。</p> <p>(3) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。</p> <p>(4) 「国・県・企業団・市町村等」については、「(イ) 企業の施工能力 過去10年間の同種工事の施工実績」を参照すること。</p> <p>(5) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ. 評価対象に加える期間</p> <table border="1" data-bbox="272 1070 871 1238"> <thead> <tr> <th>休業期間</th> <th>評価対象期間に加える期間 (切り上げ※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。</p> <p>通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。</p> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p> | 休業期間 | 評価対象期間に加える期間 (切り上げ※) | 1年未満 | 1年 | 1年以上2年未満 | 2年 | 2年以上3年未満 | 3年 | <p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <p>国・県、企業団等の実績</p> <p>市町村等の実績</p> <p>その他の実績又は実績なし</p> |
| 休業期間 | 評価対象期間に加える期間 (切り上げ※) | | | | | | | | |
| 1年未満 | 1年 | | | | | | | | |
| 1年以上2年未満 | 2年 | | | | | | | | |
| 2年以上3年未満 | 3年 | | | | | | | | |
| <p>3 主任（監理）技術者として施工した企業団所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績</p> <p>(1) 過去4か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年度とする。</p> <p>(2) 当該工種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。</p> <p>(3) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。</p> <p>(4) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> | <p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <p>80点以上の実績あり</p> <p>なし</p> | | | | | | | | |

| <p>イ. 評価対象に加える期間</p> <table border="1" data-bbox="288 221 858 353"> <tr> <th>休業期間</th> <th>評価対象期間に加える期間 (切り上げ)</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> </tr> </table> <p>年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p> | 休業期間 | 評価対象期間に加える期間 (切り上げ) | 1年未満 | 1年 | 1年以上2年未満 | 2年 | |
|--|--|------------------------|------|----|----------|----|--|
| 休業期間 | 評価対象期間に加える期間 (切り上げ) | | | | | | |
| 1年未満 | 1年 | | | | | | |
| 1年以上2年未満 | 2年 | | | | | | |
| <p>4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置</p> <p>(1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置する場合に評価する。</p> <p>(2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。</p> <p>(3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。</p> | <p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <p>配置あり</p> <p>なし</p> | | | | | | |
| <p>5 継続教育（CPD）の取組状況</p> <p>(1) 「土木施工管理技士」、「建築士」、「建築施工管理技士」、「技術士」に係る資格の場合に設定する。ただし、必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>建築施工管理技士及び建築士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>なお、これら以外の資格を対象とする場合は評価の対象となる証明書を指定する。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p> | <p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <p>あり</p> <p>なし</p> | | | | | | |

(エ) 地域精通度

| 評価項目 | 評価基準 |
|---|--|
| <p>1 過去10年間の千葉県内での公共工事の施工実績</p> <p>(1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。</p> <p>(2) 「国・県・企業団・市町村等」については、「(イ) 企業の施工能力 過去10年間の同種工事の施工実績」を参照すること。</p> | <p>【特別簡易型】 【簡易型】</p> <p>国・県、企業団等の実績</p> <p>市町村等の実績</p> <p>その他工事の実績又は実績なし</p> |

(オ) 地域貢献度

| 評価項目 | 評価基準 |
|---|---|
| 1 緊急工事の施工実績 (1) 入札公告の時点において、企業団が発注した緊急工事の施工実績を対象とする。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 緊急工事の施工実績あり なし |
| 2 県内企業の活用 (1) 入札参加資格要件が千葉県内に本店又は営業所がある者の場合は設定しない。 (2) 特殊な専門工事など下請けに県内企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 入札参加希望者が県内企業 入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定 入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定 その他 |
| 3 営業拠点（本店）の千葉県内における所在地の有無 (1) 入札参加資格要件が千葉県内に本店又は営業所がある者の場合に設定する。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 千葉県内に本店あり なし |
| 4 県産品の活用 (1) 県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。 (2) 木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が千葉県内の森林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」により認証されるものをいう。 (3) 企業団が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目を指定し、当該工事において指定数量を使用予定の場合に評価する。使用資材が少量又は多品目である等、対象品目の設定が困難な工事では、設定しないことができる。 (4) 複数の資材を指定した場合、「資材A及び資材B」ではすべての資材を、「資材A又は資材B」ではいずれかの資材を指定数量使用した場合に評価する。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 指定品目の活用あり なし |
| 5 地域特有貢献 (1) 県内での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を対象とする。 (2) 地域美化活動等のボランティア実績は、前年度及び当該年度の入札公告の前日までの実績を評価する。 (3) 高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。） (4) 障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、入札公告の前日における雇用実績を評価する。 (5) 入札参加資格要件が千葉県内に本店又は営業所がある者の場合に設定する。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 いずれか1項目該当 該当なし |

(カ) その他

| 評価項目 | 評価基準 |
|---|---------------------------------------|
| 1 企業団所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況 (1) 入札参加資格要件が千葉県内に本店又は営業所がある者の場合に設定する。 (2) 手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去2か年度間の平均受注額(小数点以下第2位以下切捨て) (3) 「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って1年間に契約した建設工事の受注額の合計額とする。ただし、工事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。 (4) 「過去2か年度間の平均受注額」とは、過去2か年度間の受注額の合計を2(年間)で除算した額とする。ただし、工事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 1. 0未満 1. 0以上 |
| 2 企業団所掌工事における総合評価方式の義務違反 (1) 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1か年度間に完成した工事の履行義務違反を評価の対象とする。 (2) 工事成績評定点の「法令遵守等」における「総合評価による減点」項目で減点があった工事の有無により評価する。 | 【特別簡易型】 【簡易型】 工事成績評定点の減点措置あり なし |

イ標準型

(ア) 技術提案

| 評価項目 | 評価基準 |
|---|---|
| ①総合的なコスト(ライフサイクルコスト等) ②性能・強度等(性能・機能の向上等) ③社会的要請(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等) ④個別テーマの施工計画 ※) 工事内容により1項目、2項目を指定する。12点/1項目。これによらない時は、技術審査会で審査する。 ※) 不適切である場合、入札は無効とする。 | ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である ・課題に対して現地条件を踏まえており適切である ・不適切である 総合的な観点評価 ・優れる ・可 |

(イ) 施工計画

| 評価項目 | 評価基準 |
|--|---|
| 現地条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえた配慮すべき事項 ※) 工事内容により工程管理、品質管理、施工上配慮すべき事項、安全管理又は環境対策等に関する具体的な課題を2題程度、企業団が定める。配点は指定された全項目の合計で12点とする。これによらない時は、技術審査会で審査する。 ※) 不適切である場合、入札は無効とする。 | ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である ・課題に対して現地条件を踏まえており適切である ・不適切である 総合的な観点評価 ・優れる ・可 |

7 技術審査

総合評価方式における落札者決定基準及び技術評価点の審査を行うため、技術審査会を設置する。

(1) 技術審査会による審査

落札者決定基準（案）、技術資料評価（案）は主務室で作成する。

主務室で作成した（案）を技術審査会で審査する。

（注意）技術資料評価（案）作成及び技術審査会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行なうため、施工計画の会社名・作成者名及び、評価調書（第4号様式）の会社名等が特定できない匿名（A社、B社・・・）で行う。また、秘密保持のため配付資料については回収する。

(2) 技術審査会に提出する資料

ア 落札者決定基準審査時（1回目）

- ・「総合評価技術審査会の審査について（依頼）」（第1号様式）
- ・「評価項目選択一覧表（案）」（第2号様式）

イ 技術評価点審査時（2回目）

- ・「総合評価技術審査会の審査について（依頼）」（第3号様式）
- ・「評価調書（案）」（第4号様式）

(3) 技術審査会資料の提出先

財務経理室

(4) 技術審査会からの報告

「総合評価技術審査会の審査結果について（報告）」（第5号様式）

(5) 技術資料の確認

ア 記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料に記載された事項の真偽を各種データ等により確認する。

確認方法：技術資料の添付資料に基づき確認する。

イ 技術資料の不備

技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。

ウ 施工計画について

施工計画が以下に該当する場合は不適切と判断し、その者の入札を無効とする。

（ア）法令違反の記載

（イ）評価に値しないと認められたとき

例：施工計画が他社の資料の写しと認められたときは、関係した全ての企業の施工計画を評価に値しないものとして取り扱い、関係した全ての企業の入札を無効とする。

8 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者への意見聴取の場を設置する。

(1) 落札者決定基準意見聴取

落札者決定基準を定めようとするとき、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取する。

併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴取する。学識経験者の意見聴取事務は、事務局である財務経理室が実施する。主務室は、財務経理室に書類を提出する。意見聴取は主務室と事務局で実施する。なお、秘密保持のため、配付資料は回収する。

提出書類

- ・ 建設工事総合評価の審議について（依頼）（第6号様式）
 - ・ 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料
- 学識経験者の意見書
- ・ 建設工事総合評価委員の意見聴取

(2) 技術資料の審査結果意見聴取

落札者の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合、学識者の意見聴取をする。

なお、秘密保持のため、配付資料を回収する。

提出書類

- ・ 建設工事総合評価の審議について（依頼）（第7号様式）
 - ・ 説明資料については、基本的には技術審査会と同一資料
- 学識経験者の意見書
- ・ 建設工事総合評価委員の意見聴取

9 評価方法

(1) 評価値算定方式

除算方式で実施する。

(2) 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。

評価項目配点の合計が最高の競争参加者に、加算点の満点を与え、他の競争参加者は按分して、加算点を与える。このとき加算点は小数点以下3位まで算出（第4位以下切捨）。

加算点の満点は標準型50点、簡易型30点、特別簡易型20点とする。

(3) 技術評価点等の考え方

技術評価点 = 標準点 + 加算点

技術評価点は、標準点に加算点（小数点以下3位まで）を加えたもの。

標準点は、100点とする。

(4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は除算方式とし、技術評価点を入札価格で除して算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

(5) 評価値の計算

評価値の計算は、次ページの「総合評価方式（除算方式）による落札者の決定」を参照のこと。

技術評価点の算出方法

(試算条件：「簡易型」予定価格 2.2 億円の例)

| 評価項目 | | 配点 | | A社 | B社 | C社 | |
|------------|----------------|---|-----|-------------|-------------|-------------|----|
| 入札価格 | | | | 190,000,000 | 200,000,000 | 210,000,000 | |
| 企業の技術力 | 施工計画 | 施工上配慮すべき事項 | 12点 | 12 | 0 | 5 | 12 |
| | 企業の施工能力 | 過去10年間の同種工事の施工実績 | 10点 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 企業団所掌工事における工事成績の平均点 | | 6~ -4 | 2 | 4 | 6 |
| | | 当該工事の関連分野での技術開発の実績・新技術等の活用 | | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | I S O 認証取得 | | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 配置予定技術者の能力 | 企業団所掌工事における、過去の不誠実な行為 | 6点 | 0~ -4 | 0 | 0 | 0 |
| | | 主任(監理)技術者資格 | | - | - | - | - |
| | | 過去10年間の同種工事の施工経験 | | 2 | 1 | 2 | 2 |
| | | 主任(監理)技術者として施工した企業団所掌工事における過去4カ年度間の工事成績 | | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | | 若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置 | | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 継続教育(CPD)の取組状況 | 1 | 0 | 1 | 1 | | |
| 企業の信頼性・社会性 | 地域精通度 | 過去10年間の千葉県内での施工実績 | 2点 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| | 地域貢献度 | 緊急工事施工実績 | 7点 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 県内企業の活用 | | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | | 営業拠点(本店)の千葉県内における所在地の有無 | | - | - | - | - |
| | | 県産品の活用 | | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | | 地域特有貢献の有無 | | - | - | - | - |
| ① 評価点の合計 | | | 37点 | 9点 | 23点 | 35点 | |

②加算点の算出

加算点の満点を30点とし、評価点の合計が最高であったC社に30点を付与する。(1位満点方式)

A、B社の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。(小数第4位以下切り捨て)

$$A社: 30 \times 9/35 = 7.714点$$

$$B社: 30 \times 23/35 = 19.714点$$



③技術評価点の算出

技術評価点 = (100点 + 加算点) × 標準点

$$A社: 107.714点 = (100 + 7.714) \times 100$$

$$B社: 119.714点 = (100 + 19.714) \times 100$$

$$C社: 130.000点 = (100 + 30.000) \times 100$$

計算結果を比較し易くするため評価値の整数部が1桁となるよう10の累乗を乗ずる

④評価値の算出

評価値 = (技術評価点) / (入札価格)

$$A社: (107.714 / 190,000,000) \times 10,000,000 = 5.66915...$$

$$B社: (119.714 / 200,000,000) \times 10,000,000 = 5.9857$$

$$C社: (130.000 / 210,000,000) \times 10,000,000 = 6.190476...$$



技術評価点算出統括表

| | A社 | B社 | C社 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|
| ①評価点の合計 | 9 | 23 | 35 |
| ②加算点 | 7.714 | 19.714 | 30.000 |
| ③技術評価点 | 107.714 | 119.714 | 130.000 |
| 入札価格 | 190,000,000 | 200,000,000 | 210,000,000 |
| ④評価値(便宜上、少数点以下第4位まで表記) | 5.6691 | 5.9857 | 6.1904 |
| ⑤落札者決定(最高評価値取得者) | 3位 | 2位 | 1位=落札 |

10 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。
- ・発注者は、検査時の採点に「総合評価項目不履行による減点」があった場合は、速やかに財務経理室に報告する。

1.1 その他

(1) 評価内容の担保（技術提案内容の不履行の場合における措置）

監督員は、受注者の提出した技術提案内容について、建設工事監督技術基準（平成28年4月1日）第4条に基づき、その履行状況について確認を行う。

受注者の責により、「施工計画」、「新技術等の活用」、「県産品の活用」、「県内企業の活用」及び「配置予定技術者の能力」の5細目が履行（満足）できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減ずる。

更に翌年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして2点減ずる。

なお、「施工計画」については、加点対象となった記載内容だけでなく、受注者の提案した全ての内容（ただし発注者の要求基準や施工条件を満たさないものを除く）が履行義務の対象となる。「施工計画」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、財務経理室と協議のうえ、指名停止措置を行う。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(3) 情報公開

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

イ 落札者決定後

(ア) 総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。

- ・落札者名
- ・各入札参加者の技術評価点及び項目毎の得点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値

(イ) 技術評価点の項目毎の得点については、評価調書（公表用）を作成し、落札者決定後、遅滞なく閲覧に供するものとし、また、速やかにちば電子調達システム（入札情報サービス）に掲載することとする。

ウ 評価調書の技術評価点及び項目毎の得点の公表について

- ・無効及び失格者の点数は公表する。
- ・辞退及び未入札者の点数は公表しない。
- ・2回目以降の入札を辞退した場合は公表する。

(4) 不服の審査

入札参加者から不服の申し出は、財務経理室で受け付けるものとする。

(5) 総合評価方式の改善

企業団は、総合評価方式の実施結果を分析し、さらなる改善を図っていくこととしている。ガイドラインの内容は、地方自治法の改正などにより、随時変更する。